

53 明治12年10月28日 菊池長閑

第十号十月廿八日

最早^(アマ)黃葉之節ニ成リ田面ハ刈揚てはせニ懸ヶ准而朝夕冷氣嚴峰
エハ四五度も雪降はや炬籠を始メ老人朝夕寄掛様ニ相成候。一体
当年ハ春より氣候進ミ暦之季節ニ不違却而早きかと思はる。十月
小春もあるへけれとも當今之氣候にてハ干大根など油断なる
ましくと唱居候。八月ニなれハマウントテサルト島^カ所を替避
暑する見込之趣第九号ニ申来定而所を変たらハまた夫たけ之珍
事もあらんと來信を待居候。当地先以無事靜謐也」當豪商瀬川安
五郎と申者_{元店着丁に在り者也}秋田県下久保田ニ開店大利を得引続小
野組瓦解之頃より同県内阿仁と申處鉱山ニ懸りたるニ高運とも

可申懸ルや否直り打続引続惣而見込不中なし此節ハ瀬川とさへ
いひハ秋田ハ勿論当県ニ而も知らぬ者なし此者七八年前□□小
路菊地金吾之宅を引受花輪之宅る一軒置之南元神子同氏之御宅也昨年之春三階之土蔵を
造り當春より家建替にて尔今大工立入普請中なり此家惣二階エ
又真中エ一間半四間計之火の見とも共いふへき物を揚ケ四方カ
ラス窓なり此屋根を初メ惣体ヲ銅ニテ包ミ下家根は勿論外通壁
ニ可成処ハ軒先とも皆銅包ミいはゝ家壱ツハ銅ニテ張塞といふ
如し内作ハ珍木ヲ用ゆる由聞ゆれ共金銀之する力故其分限にて
ハさもあるへし然ニ銅ヲ以屋根を張而ハ東京にもあるものなる
か如何包たるや雨漏する不少極秘す置よし同舎職人故か是ハ金
銀之力ニ及はぬものと見え候爰に一ツ之奇事あり秋田にても此
春一室を新造するに事横竹という物ニ皮仄之桜木を用たるよ
し其横竹とハ床脇へ付たる物にて床間にて云ハ落欠ともいうへ
き物なるよし其桜木は昨年は冬材木屋より買取枯し置たるを本
年春用いたるに入梅頃に至り芽を吹出し日ニ生長天井板にも障
るほとニ成准して葉も生々と繁けりたりと實に絶妙之事ニ候夫
ニ付歌をよめと朋友之促もありて

新しき室の黒木の芽させるや

富に潤ふるし成るらん

と富ハ家を潤す徳ハ身を潤之語を思ひ出て詠たり歌ハ二見堀江
太田我詩ハ山寄柄内五名にて金唐紙エ散書にして瀬川エ贈りた
るに写真一枚送り來り見るに真に嘶之通り古より未だ聞さる處
なり是又金銀之及ぶ処にてもなく又商家と見込にもあらぬ事にて
眞に奇々妙々たりされと祝て歌ハよめり」摺政国事讀書之義

(注記) 昨年申来事もあれハ折角勧むれとも何分嫌なるや読事なく惣て
我等へ対して心を用たる勤ハなし始ハ氣の利かぬものと計思ひ
たるに追々動作ヲ以考ふれハ甚我儘なり比通にてハ引末頼むへ
き者ニあらすと存すれハ或ハ離する方などゝ思ふ事一度ならず
あれとも又退て考ふれハ他人より貰らひハこそ離すると云ふ事
もあれ実子ならハ其儀も成ましく又親と成りて教育仕兼るハ
ニも候へは旁今離するも甚不都合なり扱此不勤等も責むる
ハ朋友ニあるものなるに其友たるもの壱人もなし曾付合する事
ハ勿論人に応対する事嫌らひ也藤田山本などハ親敷致せと申付
置ニ向へ行事なし我等留主之処へ来るとして我等ニ代りて親敷咄
する事なく挨拶ハ家内ニ任するという風也是といふも必竟読書
する事なれハ人ニ対し咄も不出故也折々読書せられハ成らぬも
の朋友なけれハ損なるものといふ事も論とも更ニ用る事なし貴
様よりハ月一度ハ文通致せと申付たるよし夫ニ心付くれハ認そ
なけれハ不認認すニて按心ある事なし如斯故所詮我等計にてハ
届ぬ事もあり又一條もケ程之事とハ存間敷間得と一條エも知ら
せ相談して幾重ニも教諭を加へ申へく政國の文通如何躊躇なる
や嘸初ニ変リ間敷候へ共我等ハ世話も不致打捨置ものニ思ふへ
くと存心得申入置候貴様の政國の書状達たりとてケ様之義申來
りといふ事なと一切咄不申候何か遠国に居ながら政國の為など
申越たる事もあらん如何様返出したるものや床敷候ケ様之事申
遣心配致させ間敷と存是まで何義も不申遣置とも最早一ヶ年余
ニ成るに更ニ安心と思ふ勤もなけれハ扣ニ申遣置候一條エも序

ニ頗越可申候扱々込り果てたり推察あるくし右ニ付而も貴様帰

朝の、待居候以上

武夫殿

長闊

(注記)

「並卷送たる草花野菜之種物極たるもの也模様如何就中夕顔ハ如何ニ生
たる也」

(封筒表)

「米國ホスコット府

菊 池 武 夫 殿

(武夫注記一)

(注印二)

(武夫 (注印一))

(注印三)」

(封筒裏)

「日本右手県陸中國盛岡

外加賀野八十六番

菊 池 長 閑

(注印四)

報平安

(注印五)

[]

」

(注印一)

「TOKEI JAPAN. 4 NOV」

(注印二)

「YOKOHAMA NOV 22 1879」

(注印三)

「REC'D. IN BOSTON MASS. DEC. 28 10 A. M.」

(注印四)

「墨田・御帶・10・11尺 錦面」

(注印五)

「SANFRANCISCO CAL. PD ALL DEC 18 1879」

(武夫注記一)
「Mr. T. Kikuchi
c/o Gilbert Attwood Esq.
14 Merchant Exchange
Boston, Mass. U.S.A.」
(武夫注記二)
「省略」